

原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する 意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等 の事業者によるEALの見直しの結果報告

令和5年8月2日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針¹（以下「指針」という。）、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則²（以下「通報規則」という。）及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説³（以下「解説内規」という。）の改正案並びに意見募集の実施の了承について諮るものである。

また、近畿大学原子力研究所など相対的にリスクが小さい原子力施設等について、原子力事業者による施設毎の緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の設定の見直しが完了したことから、併せて報告するものである。

2. 経緯

令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）において、沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）の特定重大事故等対処施設の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（以下「EAL会合」という。）を再開し、BWRを対象に新たに追加される特定重大事故等対処施設及び自主対策設備（以下「特重施設等」という。）を考慮したEALに見直すこととなった。

今般、EAL会合にて、EALの判断基準に特重施設等を含めることができるか否か等の整理を行った結果、EALの改正の方針（参考1）について原子力規制庁と原子力事業者の間で共通の認識が得られたため、その方針に沿って、以下のとおり指針等の改正を行う。

なお、令和2年度第35回原子力規制委員会（令和2年10月28日）において、加圧水型軽水炉（以下「PWR」という。）を対象に特重施設等を考慮したEALの見直しを行っており、今回の改正は、PWRにおける改正と同様、既存のEALの枠組み等を変えるものではなく、BWRの特重施設等を考慮した改正を行うものである。

¹ 原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）

² 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

³ 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号（平成29年7月5日原子力規制委員会決定））

3. 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案（委員会了承事項）

以下に示す改正案について、了承いただきたい。

（１）原子力災害対策指針の一部を改正する告示案（別紙１）

①原子炉制御室等に関する異常

BWRのEAL判断基準に特定重大事故等対処施設である緊急時制御室を追加する。

②記載の適正化

不要な定義規定を削除するなど、記載の適正化を行う。

（２）原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案（別紙２）

①原子炉制御室等に関する異常

上記（１）①と同じ。

②記載の適正化

上記（１）②と同じ。

（３）原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案（別紙３）

①原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）

「全ての非常用炉心冷却装置等」に特重施設等が含まれることを明文化する。

②電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）

「非常用交流母線」への供給設備に特重施設等が含まれることを明文化する。

③電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）

「非常用直流母線」への供給設備に重大事故等対処施設が含まれることを明文化する。

また、非常用直流母線を経由せずに負荷に直接電力を供給する系統構成の電源も含める。

④原子炉制御室等に関する異常

上記（１）①と同じ。

⑤原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用

「原子炉格納容器圧力逃がし装置」に同等の機能を有する設備が含まれることを明文化する。

⑥記載の適正化

上記（１）②と同じ。

4. 意見募集の実施（委員会了承事項）

指針、通報規則及び解説内規は、行政手続法（平成5年法律第88号）の命令等に該当するため、行政手続法第39条第1項に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和5年8月3日（木）から9月3日（日）まで（32日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

意見公募を実施した後、意見公募の結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見への回答についてご了承をいただくとともに、指針、通報規則及び解説内規の改正案について決定をいただきたい。

6. 相対的にリスクが小さい原子力施設等におけるEAL見直し状況（報告）

令和3年7月に発生した近畿大学における警戒事態を踏まえた対応として、令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）において、以下の点が了承された。

- ・相対的にリスクが小さい原子力施設におけるEALの見直し方針
- ・原子力規制庁が原子力事業者防災業務計画の修正において、これらのEALの見直しが適切になされているか確認すること

今般、相対的にリスクが小さい原子力施設等について、原子力事業者による施設毎のEALの見直しが行われた。（別紙4①～⑥）

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ及び材料試験炉JMTRの廃止措置の進捗に伴い、以下のとおりEALの見直しが行われた。

- ・「もんじゅ」のEALの見直し

原子炉及び炉外燃料貯蔵槽（ナトリウム）にあった燃料は全て取り出され燃料池（水）で貯蔵することになり、指針に規定されている施設区分を変更したことによる見直し及び燃料が十分冷却されていることを踏まえた見直し（別紙4⑦）

- ・「JMTR」のEALの見直し

燃料が全て使用済燃料貯蔵槽で保管されており、燃料が十分に冷えていることを踏まえた見直し（別紙4⑧）

原子力規制庁は、これらの原子力事業者が行った原子力事業者防災業務計画の修正の内容を確認したところ、EALの見直しが適切になされたことを確認した。

<資料一覧>

- 別紙 1 原子力災害対策指針の一部を改正する告示（案）
- 別紙 2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙 3 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正（案）
- 別紙 4 近畿大学の警戒事態の発生を踏まえた相対的にリスクが小さい原子力施設における EAL 見直し状況及びもんじゅ、JMTR の EAL 見直し状況について
- 参考 1 緊急時対応レベル（EAL）の見直しについて（案）（第 11 回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合 資料 2）
- 参考 2 緊急時活動レベル（EAL）とは

以上

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 出 後	必 出 程												
<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 746 831 954">警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</th> <th data-bbox="831 746 1055 954">緊急事態区分 における措置 の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 954 831 1018">① (略)</td> <td data-bbox="831 954 1055 1018">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1018 831 1311">② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> <td data-bbox="831 1018 1055 1311"></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要	① (略)	(略)	② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 746 1715 954">警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</th> <th data-bbox="1715 746 1939 954">緊急事態区分 における措置 の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 954 1715 1018">① (略)</td> <td data-bbox="1715 954 1939 1018">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1018 1715 1311">② 原子炉の運転中に保安規定（<u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u>）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心</td> <td data-bbox="1715 1018 1939 1311"></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要	① (略)	(略)	② 原子炉の運転中に保安規定（ <u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u> ）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心	
警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要												
① (略)	(略)												
② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。													
警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要												
① (略)	(略)												
② 原子炉の運転中に保安規定（ <u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u> ）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心													

③～⑦ (略)

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨～⑰ (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
----------------	--------

冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

③～⑦ (略)

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。））からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨～⑰ (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
----------------	--------

	における措置 の概要
①～⑩ (略)	(略)
⑪ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置</u> （いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。） <u>が使用できなくなる</u> こと。	
⑫～⑭ (略)	

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
--------------	-------------------------

	における措置 の概要
①～⑩ (略)	(略)
⑪ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失</u> すること。	
⑫～⑭ (略)	

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
--------------	-------------------------

(略)	(略)
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
(略)	(略)
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
①～⑨ (略)	(略)
⑩ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなること。	
⑪～⑬ (略)	

(略)	(略)
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
(略)	(略)
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
①～⑨ (略)	(略)
⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u>	
⑪～⑬ (略)	

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略)	(略)
⑨ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽	(略)

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略)	(略)
⑨ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する	(略)

に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。

⑩～⑫ （略）

4. ～6. （略）

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要
(略)	(略)

機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

⑩～⑫ （略）

4. ～6. （略）

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要
(略)	(略)

7

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略) ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤 室の環境が悪化することにより原子炉の制 御に支障が生じること、又は <u>使用済燃料貯 蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子 炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表 示する装置若しくは原子炉施設の異常を表 示する警報装置の機能の一部が喪失するこ と。 ⑤～⑧ (略)	(略)
<u>全面緊急事態を判断するEAL</u> (<u>沸騰水型軽水炉については、東京電力ホー ルディングス株式会社福島第一原子力発電所 原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉 及び4号炉を除く。</u>)	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略) ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤 室の環境が悪化することにより原子炉の制 御に支障が生じること、又は <u>原子炉若しく は使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合 において、原子炉制御室に設置する原子炉 施設の状態を表示する装置若しくは原子炉 施設の異常を表示する警報装置の機能の一 部が喪失すること。 ⑤～⑧ (略)	(略)
<u>全面緊急事態を判断するEAL</u>	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略)	(略)

④ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。

⑤～⑥ （略）

8. ・ 9. （略）

④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

⑤～⑥ （略）

8. ・ 9. （略）

○原子力規制委員会規則第 号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年<sup>文部科学省
経済産業省</sup>令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>第七條 令第四條第四項第五號の原子力規制委員會規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>			
イ	チ	イ	チ
イクト (略)	使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設 (実用発電用原子炉に係るもの) にあつては	イクト (略)	使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設 (実用発電用原子炉に係るもの) にあつては
(略)	(1) (3) (略) (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常	(略)	(1) (3) (略) (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原

<p>、規制法第四十三 条の三の六第一項 第四号の基準に適 合するものに限 る。）であつて、 試験研究用原子炉 施設及び照射済燃 料集合体が十分な 期間にわたり冷却 されたものとして 原子力規制委員会 が定めた施設以外 のもの</p>	<p>を表示する警報装置の機能の一部が 喪失すること。 (5) (7) (略)</p>
---	---

二 (略)

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める
 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表
 の下欄に掲げるものとする。

<p>イ 沸騰水型軽水炉 (実用発電用のも のに限り、東京電 力株式会社福島第 一原子力発電所原</p>	<p>(1) (10) (略) (11) 原子炉制御室が使用できない場合 に原子炉制御室外操作盤室若しくは 緊急時制御室が使用できなくなるこ と、又は原子炉若しくは使用済燃料</p>
--	---

<p>、規制法第四十三 条の三の六第一項 第四号の基準に適 合するものに限 る。）であつて、 試験研究用原子炉 施設及び照射済燃 料集合体が十分な 期間にわたり冷却 されたものとして 原子力規制委員会 が定めた施設以外 のもの</p>	<p>子炉施設の異常を表示する警報装置 の機能の一部が喪失すること。 (5) (7) (略)</p>
---	--

二 (略)

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める
 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表
 の下欄に掲げるものとする。

<p>イ 沸騰水型軽水炉 (実用発電用のも のに限り、東京電 力株式会社福島第 一原子力発電所原</p>	<p>(1) (10) (略) (11) 原子炉制御室及び原子炉制御室外 操作盤室が使用できなくなることに より原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失する</p>
--	---

<p>子炉施設のうち、 一号炉、二号炉、 三号炉及び四号炉 を除く。) に係る 原子炉の運転等の ための施設 (当該 施設が規制法第四 十三条の三の六第 一項第四号の基準 に適合しない場合 又は原子炉容器内 に照射済燃料集合 体が存在しない場 合を除く。)</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉 (実用発電用のも のに限る。) に係 る原子炉の運転等 のための施設 (当 該施設が規制法第 四十三条の三の六 第一項第四号の基 準に適合しない場</p>
<p>貯蔵槽に異常が発生した場合に原子 炉施設の状態を表示する全ての装置 若しくは原子炉施設の異常を表示す る全ての警報装置 (いずれも原子炉 制御室及び緊急時制御室に設置され たものに限る。) が使用できなくな ること。 (12) ・ (13) (略)</p>	<p>(1) ～ (9) (略) (10) 原子炉制御室が使用できない場合 に原子炉制御室外操作盤室が使用で きなくなることを、又は原子炉若しく は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生し た場合に原子炉施設の状態を表示す る全ての装置若しくは原子炉施設の 異常を表示する全ての警報装置 (い ずれも原子炉制御室に設置されたも</p>

<p>子炉施設のうち、 一号炉、二号炉、 三号炉及び四号炉 を除く。) に係る 原子炉の運転等の ための施設 (当該 施設が規制法第四 十三条の三の六第 一項第四号の基準 に適合しない場合 又は原子炉容器内 に照射済燃料集合 体が存在しない場 合を除く。)</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉 (実用発電用のも のに限る。) に係 る原子炉の運転等 のための施設 (当 該施設が規制法第 四十三条の三の六 第一項第四号の基 準に適合しない場</p>
<p>こと、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく は原子炉施設の異常を表示する警報 装置の全ての機能が喪失すること。 (12) ・ (13) (略)</p>	<p>(1) ～ (9) (略) (10) 原子炉制御室及び原子炉制御室外 操作盤室が使用できなくなること により原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失する こと、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく</p>

<p>合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>のに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>
<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p>
<p>ニスト (略)</p> <p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子</p>

<p>合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>は原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>
<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお</p>
<p>ニスト (略)</p> <p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお</p>

リ・ヌ (略)	<p>るものにあつては、 規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。)であつて、 試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして 原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	(略)	<p>炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室(沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室及び緊急時制御室)に設置されたものに限る。)が使用できなくなることを。</p> <p>(5) (略)</p>
リ・ヌ (略)	<p>るものにあつては、 規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。)であつて、 試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして 原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	(略)	<p>いて、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(5) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正 令和 5 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部
改正について

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第
1707052 号）の一部を、別表により改正する。

附 則
この規程は、令和 5 年 月 日から施行する。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 (新旧対照表)

改 正 後			改 正 前		
I. ～III. (略)			I. ～III. (略)		
1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）			1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)	① (略)		① (略)
②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措	① (略)	② (略)	②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定（ <u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u> ）で定められた数値を超える	① (略)	② (略)

<p>置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>			<p>原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>		
<p>③ (略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)> (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設に</p>	<p>③ (略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>③<原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)> (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなさ</p>

		より原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。			れる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
④ (略)	③ (略)	⑤ (略)	④ (略)	③ (略)	⑤ (略)
⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> (略) (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、	④ (略)	⑥ (略)	⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> (略) (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、	④ (略)	⑥ (略)

<p>警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供</p>			<p>警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>給される場合も本事業に該当する（以下この表において同じ。）。</p>					
	<p>⑤<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> (略)</p> <p>(解説)</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源（<u>重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。</u>）が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」</p>	<p>⑦<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての<u>直流電源設備（重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するもの</u></p>		<p>⑤<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> (略)</p> <p>(解説)</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電</p>	<p>⑦<電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）> (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>

	とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。	を含む。)からの電気をいう。		源設備をいう。	
		⑧ (略)			⑧ (略)
⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	⑨・⑩ (略)	⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	⑨・⑩ (略)
<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p>	⑧ (略)	<p>⑪<原子炉制御室等に関する異常></p> <p>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p>	<p>⑧<原子炉制御室等に関する異常></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された</p>	⑧ (略)	<p>⑪<原子炉制御室等に関する異常></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>

		<p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後</u>に冷温停止状態を維持することができなくなり、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、<u>原子炉制御室及び緊急時制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p><u>室をいう。以下同じ。</u>)</p> <p>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p>		<p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、<u>原子炉制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>
	⑪ (略)	④ (略)		⑪ (略)	④ (略)

⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)
⑨・⑩ (略)	⑨・⑩ (略)		⑨・⑩ (略)	⑨・⑩ (略)	
	<p>⑫<原子炉格納容器 圧力逃がし装置の使 用> (略)</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の 圧力を低下させるこ とにより、炉心の損傷 を防止することに成 功することが想定さ れるが、<u>原子炉格納容 器圧力逃がし装置(同 等の機能を有する設 備を含む。)</u>を使用す るという事象の重大 性に鑑み、施設敷地緊 急事態の判断基準と する。</p>			<p>⑫<原子炉格納容器 圧力逃がし装置の使 用> (略)</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の 圧力を低下させるこ とにより、炉心の損傷 を防止することに成 功することが想定さ れるが、<u>原子炉格納容 器圧力逃がし装置を 使用する</u>という事象 の重大性に鑑み、施設 敷地緊急事態の判断 基準とする。</p>	
	⑭ (略)	⑬ (略)		⑭ (略)	⑬ (略)
⑫—⑰ (略)	⑮ (略)	⑭ (略)	⑫—⑰ (略)	⑮ (略)	⑭ (略)

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)
②～④ (略)	①～③ (略)	②・③・⑤ (略)
	④ (略)	⑥ (略)
		⑦ (略)
⑤・⑥ (略)	⑤・⑥ (略)	⑧・⑨ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)	⑩<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)
②～④ (略)	①～③ (略)	②・③・⑤ (略)
	④ (略)	⑥ (略)
		⑦ (略)
⑤・⑥ (略)	⑤・⑥ (略)	⑧・⑨ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)	⑩<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは

		<p><u>表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる</u>こと。</p> <p>（解説） 火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、<u>全面緊急事態の判断基準とする</u>。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室か</p>			<p><u>使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること</u>。</p> <p>（解説） 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、<u>全面緊急事態の判断基準とする</u>。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安</p>
--	--	---	--	--	---

		らこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。			全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。
	⑩ (略)	④ (略)		⑩ (略)	④ (略)
⑩ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)
⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)		⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑪ (略)			⑪ (略)	
	⑬ (略)	⑫ (略)		⑬ (略)	⑫ (略)
⑪-⑮ (略)	⑭ (略)	⑬ (略)	⑪-⑮ (略)	⑭ (略)	⑬ (略)
<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>（解説） （略）</p>			<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>（解説） （略）</p>		
（1）警戒事態を判断するEAL	（2）原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	（3）原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	（1）警戒事態を判断するEAL	（2）原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	（3）原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL

		① (略)			① (略)
	① (略)	② (略)		① (略)	② (略)
	② (略)			② (略)	
① (略)	③ (略)	④ (略)		③ (略)	④ (略)
	④ (略)	⑤ (略)		④ (略)	⑤ (略)
		⑥ (略)			⑥ (略)
	⑤ (略)	⑦ (略)		⑤ (略)	⑦ (略)
② (略)	⑥ (略)	⑧ (略)		⑥ (略)	⑧ (略)
③ (略)	⑦ (略)	⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。			⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能

		<p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり</u>、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>			<p><u>が喪失すること。</u></p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。</p>
--	--	--	--	--	--

		「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。
	⑩ (略)	③ (略)
⑥ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)
④・⑤ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑫ (略)	⑪ (略)
⑦—⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)

4. ～6. (略)

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) <u>原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL</u> (沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施
------------------	---	---

	⑩ (略)	③ (略)
⑥ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)
④・⑤ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑫ (略)	⑪ (略)
⑦—⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)

4. ～6. (略)

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) <u>原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL</u>
------------------	---	---

		設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)			
① (略)	① (略)	① (略)	① (略)	① (略)	① (略)
	② (略)	② (略)		② (略)	② (略)
② (略)	③ (略)	③ (略)	②・③ (略)	③ (略)	③ (略)
③ (略)	④<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	④<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなる</u> こと、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室）に	③ (略)	④<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	④<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u>

	<p>(解説) 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽</u>において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p><u>設置されたものに限る。)</u> <u>が使用できなくなる</u>こと。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合</u>において、同時に<u>原子炉制御室外操作盤室</u>(沸騰水型軽水炉にあっては<u>原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室</u>)が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合は、<u>原子炉制御室</u>(沸騰水型軽水炉にあっては<u>原子炉制御室及び緊急時制御室</u>)からこれらを監視する機能の全てが喪失すること</p>		<p>(解説) 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽</u>において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とす</p>	<p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合は、<u>原子炉制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とす</p>
--	--	---	--	---	---

		によって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。		る。	
④・⑤ (略)	⑤・⑥ (略)		④・⑤ (略)	⑤・⑥ (略)	
	⑦ (略)	⑤ (略)		⑦ (略)	⑤ (略)
⑥—⑪ (略)	⑧ (略)	⑥ (略)	⑥—⑪ (略)	⑧ (略)	⑥ (略)
8.・9. (略)			8.・9. (略)		